

札幌地域労組美しが丘病院支部 支部長 佐々木 晴見から、令和5年（2023年）10月23日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。

令和5年（2023年）10月24日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 事 件 未払い賃金の支給、不当労働行為の謝罪および是正
- 2 日 時 2023年11月3日から本件の完全解決まで
- 3 場 所 組合員が従事する医療法人北武会美しが丘病院内
- 4 概 要 ストライキを含むあらゆる形の争議行為を前項記載場所の全体  
又は一部において実施する